

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 11 月 6 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

年末一時金等

平成 27 年 11 月 5 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

埼玉県	みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田
千葉県	東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、たんぽぽ訪問看護ステー

ション新松戸出張所、たんぽぽ訪問看護ステーション
ション野田南部出張所、たんぽぽ訪問看護ステーション
ション柏豊四季出張所、わかくさ訪問看護ステーション
ション及び流山小規模多機能施設ひまわりの家

東京都 代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション、はたがや協立診療所、グループホームさくらの家、デイサービスセンターさくら草、ヘルパーステーションさくら、ふれあいサポート渋谷、ふれあいサポート幡ヶ谷、ふれあいサポート戸山及び在宅支援相談室桜丘